政　令

株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年六月二十九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第二百四十一号

株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令

内閣は、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第十二条第一項第二号及び第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号ニ中「（陽子線、重イオン線又は中性子線を照射する装置及びその運用に必要な設備に限る。）」を削り、同条第二号中「及びヨ」を「及びタ」に改め、ツをムとし、同号ソ中「ヲ」を「ワ」に改め、同号中ソをネとし、ネの次に次のように加える。

ナ　電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。）の製造に関する事業

ラ　半導体素子、半導体集積回路及び半導体物質（これらの製造に必要な原材料及び装置を含む。）の製造に関する事業

第三条第二号中レをソとし、ソの次に次のように加える。

ツ　人その他の生物に由来するものを原材料とする医薬品の開発及び製造に関する事業

第三条第二号タ中「ヨ」を「タ」に改め、同号中タをレとし、ヌからヨまでをルからタまでとし、リの次に次のように加える。

ヌ　燃料として使用されるアンモニアの製造、輸送、供給及び利用に関する事業

第三条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　温室効果ガスの排出量の削減に寄与する設備

第三条に次の一号を加える。

四　次に掲げる事業の実施に不可欠な機器又は装置が含まれる設備

イ　我が国の法人等又は出資外国法人等による製品の生産に必要不可欠な原材料及び装置の安定的な供給の確保を図る上で必要な物資又は技術の開発（物資にあっては、製造を含む。）に関する事業

ロ　一定の地域において行われる事業であって、新たな技術若しくは高度な技術（当該地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術をいう。）又は新たな事業の実施の方式（商品の生産若しくは販売の方式又は役務の提供の方式をいう。）を利用するもの

第五条第一号中ムをオとし、同号ラ中「ヲ」を「ワ」に改め、同号中ラをウとし、ウの次に次のように加える。

ヰ　電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。）の製造に関する事業

ノ　半導体素子、半導体集積回路及び半導体物質（これらの製造に必要な原材料及び装置を含む。）の製造に関する事業

第五条第一号ナ中「（陽子線、重イオン線又は中性子線を照射する装置及びその運用に必要な設備を利用するものに限る。）」を削り、同号中ナをラとし、ラの次に次のように加える。

ム　人その他の生物に由来するものを原材料とする医薬品の開発及び製造に関する事業

第五条第一号中ネをナとし、レからツまでをソからネまでとし、同号タ中「ヨ」を「タ」に改め、同号中タをレとし、ヌからヨまでをルからタまでとし、リの次に次のように加える。

ヌ　燃料として使用されるアンモニアの製造、輸送、供給及び利用に関する事業

第五条中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二　法第十一条第三号に掲げる業務のうち、次に掲げる事業に係るものを行う場合

イ　我が国の法人等又は出資外国法人等による製品の生産に必要不可欠な原材料及び装置の安定的な供給の確保を図る上で必要な物資又は技術の開発（物資にあっては、製造を含む。）に関する事業

ロ　一定の地域において行われる事業であって、新たな技術若しくは高度な技術（当該地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術をいう。）又は新たな事業の実施の方式（商品の生産若しくは販売の方式又は役務の提供の方式をいう。）を利用するもの

三　法第十一条第三号に掲げる業務のうち、温室効果ガスの排出量の削減に寄与する設備又は生産方式の導入その他の措置のために必要な資金の貸付けを行う場合

附則第七条中「ム」を「オ」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和四年六月三十日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

省　令

○経済産業省令第五十六号

貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第二条第十八項及び第十六条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、貿易保険法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和四年六月二十九日　　経済産業大臣　萩生田光一

貿易保険法施行規則の一部を改正する省令

貿易保険法施行規則（平成十三年経済産業省令第百五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この省令において、「輸出契約」、「仲介貿易契約」、「技術提供契約」、「外国政府等」、「出資外国法人等」、「出資外国法人等販売契約」、「出資外国法人等仲介貿易契約」、「出資外国法人等技術提供契約」、「貿易代金貸付金債権等」、「輸出保証」、「前払輸入	（定義） **第一条**　この省令において、「輸出契約」、「仲介貿易契約」、「技術提供契約」、「外国政府等」、「出資外国法人等販売契約」、「出資外国法人等仲介貿易契約」、「出資外国法人等技術提供契約」、「貿易代金貸付金債権等」、「輸出保証」、「前払輸入契約」、「海外投資」、「不